



課 資 8 - 28  
令和 6 年 11 月 12 日

日本税理士会連合会  
会 長 太田 直樹 様

国税庁課税部資産課税課長  
細野 道誉

### 相続税e-Taxの利便性向上策等の周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、相続税e-Taxの普及・拡大については、税理士の皆様に積極的に御利用いただくことが重要であることから、税理士の皆様のご意見・ご要望等を踏まえ、利便性の向上に努めているところ、下記1及び2のとおり対応することとしましたので、貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

また、下記3及び4についても併せて周知いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 相続税e-Taxにおける利用者識別番号の確認方法の更なる簡素化

令和5年6月以降、相続税e-Taxの利便性の向上を図る観点から、財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合、「変更等届出書」に一定の事項を入力の上、代理送信していただくことで、財産取得者の暗証番号を再発行の上、財産取得者宛てに通知書を送付するとともに、税理士の皆様に利用者識別番号の有無等を電話で連絡するよう対応しております。

税理士の皆様からの暗証番号の再発行までは不要であるなどのご意見・ご要望等を踏まえ、令和6年12月2日（月）からは、財産取得者の暗証番号の再発行が不要な場合には、代表の財産取得者の変更等届出書の「参考事項」欄に、「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」、「PWリセット不要」及び「利用者識別番号を確認したい他の財産取得者の氏名・住所・生年月日」を入力の上、当該変更等届出書をe-Taxソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して送信することで、当該変更等届出書を受理した税務署又は業務センターから変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に、当該変更等届出書に入力された全ての財産取得者の利用者識別番号の有無等を連絡するという、新たな取り組み（相続税e-Taxにおける利用者識別番号の確認方法の更なる簡素化）を開始することとしました。

なお、変更等届出書の入力方法等につきましては、別紙1「リーフレット『利用者識別番号が不明な場合はコレで確認』」をご参照ください。

また、別紙1は、12月2日（月）に国税庁ホームページの「相続税e-Tax特設サイト」に掲載する予定です。

（注）本対応は、相続税申告の代理送信の場合のみの対応となります。

- 国税庁ホームページ「相続税 e-Tax 特設サイト」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax\\_leaflet.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm)

## 2 e-Taxマイページへの「贈与税申告」情報の追加

令和7年1月から、別紙2「e-Taxマイページへの『贈与税申告』情報の追加」のとおり、納税者のe-Taxマイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になります。

なお、令和7年5月以降は、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士の皆様についても、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です。

- e-Tax ホームページ（令和7年1月から e-Tax が一層便利になります。）

[https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics\\_20241025.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_20241025.htm)

## 3 「相続税e-Taxに関するアンケート」への協力依頼

国税庁では、税理士の皆様の相続税e-Taxに関するご意見・ご要望等を踏まえ、更なる利便性向上策等を検討していきたいと考えておりますので、別紙3「相続税のe-Taxに関するアンケート」のご協力をお願い申し上げます。

※ アンケートは、Google フォームによる無記名方式により、5分程度で終了します（掲載期間：令和6年11月12日（火）から令和7年1月24日（金）まで）。

- ・ アンケートURL

<https://forms.gle/dUp9yCjKbMDvkygn6>

- ・ 二次元コード



## 4 メッセージボックスを通じた周知

過去1年以内に代理送信を行ったことのある税理士の皆様（※）のメッセージボックスに、相続税e-Tax特設サイトの周知及び上記3アンケートの協力依頼を目的とした別紙4「相続税申告に関するお知らせメール」を送信させていただいております（送信日：令和6年11月12日（火））。

※ 送信データに国税庁の保有情報を紐付けることのできた方に限ります。

連絡先：国税庁課税部資産課税課

電話：03-3581-4161

担当：企画専門官 塚本（内線3317）

## 「利用者識別番号」が不明な場合は

# コレで確認

簡単！

便利！

「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！



- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
  - 複数人分の利用者識別番号が 1 件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
- (※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

## 利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



### 分かる

取得済の利用者識別番号を使用

### 分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認  
⇒ パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。

### 取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信  
⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

### パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信  
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

### パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信  
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

### 「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



# 「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

## パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始 (変更等) 届出書

納税地 (〒 - - ) (電話番号 - - - )

住所又は居所 (〒 - - ) (電話番号 - - - )

フリガナ (法人の場合)

④ 送信先 税務署長殿

届出の内容

「電子証明書の更新等」を選択

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等

代表者 (①に入力した財産取得者) 以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者 (相続人等) の「住所・氏名・生年月日」を入力

### ① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者 (相続人等) の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者 (例えば、配偶者など) を代表者として①に入力

### ② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PW リセット不要」と入力

⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

### ③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

### ④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択 (入力)

- 後日、税務署 (又は業務センター) から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。  
※ 財産取得者 (相続人等) へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知 (郵送) されません。
- また、利用者識別番号がない (又は廃止している) 場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信してください。

## パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始 (変更等) 届出書

納税地 (〒 - - ) (電話番号 - - - )

住所又は居所 (〒 - - ) (電話番号 - - - )

フリガナ (法人の場合)

④ 送信先 税務署長殿

届出の内容

「暗証番号等の再発行」を選択

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等

### ① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者 (相続人等) の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

### ② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

### ③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

### ④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択 (入力)

- 後日、税務署 (又は業務センター) から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者 (相続人等) へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知 (郵送) します。
- また、利用者識別番号がない (又は廃止している) 場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信してください。

注1 e-Tax ソフト又は民間ソフト (国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの) を使用して代理送信してください。

2 「e-Tax の開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。



# e-Taxマイページへの「贈与税申告」情報の追加

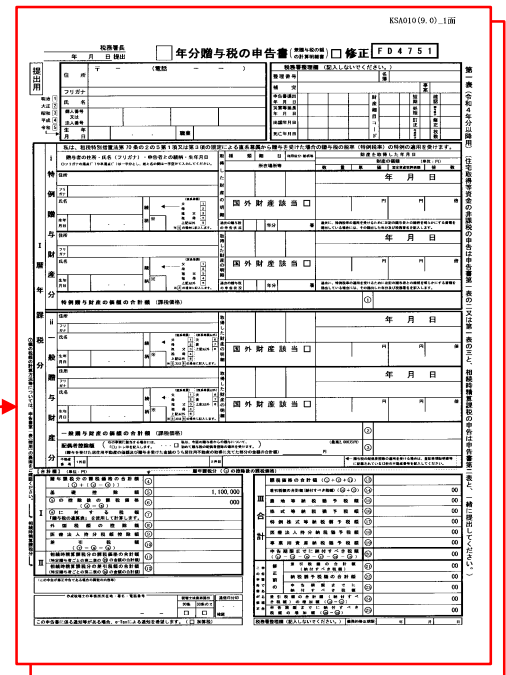
- ✓ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後の贈与について、相続時精算課税の基礎控除が創設されるとともに、相続等で財産を取得した者の相続税の課税価格に加算される暦年贈与の期間が相続開始前7年以内に延長されることとなった。
  - ✓ 相続人等が相続税の申告を行う際に、被相続人から受けた贈与の内容を確認して相続税申告書が作成できるよう、マイページにおいて、過去に提出された贈与税申告書（e-Tax提出分）を表示する（※）。
- ※ 申告書を表示するためには、マイナンバーカードでログインする必要。

## ②新規画面を作成し、申告書を一覧で表示

※ 申告書と同時に送信された評価明細書などは確認可（イメージ添付資料は不可。）。



①「贈与税関係」を追加



(注) 上記の画面は開発中のものであり、今後変更の可能性があることに留意。

## 相続税の e-Tax に関するアンケート

(トップ画面)

今回のアンケートの目的は、相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望を定量的に把握するとともに、解決すべき課題の優先順位を把握して、今後の利便性向上の取組に役立てていくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

アンケートは、5分程度で、選択肢の入力ができます。

この Google フォームによるアンケートは無記名方式です。

パケット通信料は、利用者負担となりますことをあらかじめご了承ください。

[次へ](#)

(画面1)

質問 1-1

あなたの所属する税理士会の管轄国税局（事務所）を選んでください。（必須）

- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- 熊本国税局
- 沖縄国税事務所

質問 1-2

あなたの年齢等を次の中から選んでください。（必須）

- 20歳～29歳
- 30歳～39歳
- 40歳～49歳
- 50歳～59歳
- 60歳～69歳
- 70歳～79歳
- 80歳以上
- 税理士法人

(画面2へ)

(画面2)

質問 2-1

相続税申告は、この1年間でおおむね何件提出(被相続人ベース)されていますか？(提出方法は、電子・書面を問いません)(必須)

- 提出していない
- 1～4件
- 5～9件
- 10件以上

質問 2-2

相続税申告を行うにあたり利用している税務(申告)ソフトを次の中から1つ選択してください。(必須)

- JDL (日本デジタル研究所)
- MJS (ミロク情報サービス)
- TKC
- エッサム
- 相続税顧問(セイコーエプソン)
- 相続税の達人(NTTデータ)
- 日本ICS
- ビービーシー
- 魔法陣(ハンド)
- その他

質問 2-3

相続税申告においてe-Taxを利用していますか？(必須)

- 利用している(提出件数の50%以上)。 ※本年度中に50%以上の利用が見込まれる場合を含む。(画面3へ)
- 利用している(提出件数の50%未満)。(画面3へ)
- 利用したことはない。(画面4へ)

次へ



(画面 3)

質問 3-1

相続税申告で e-Tax を利用したメリットをどのように感じていますか？（特にメリットを感じる理由を最大 3 つまで選択してください。）

- 書類管理の電子化・ペーパーレス化ができる。
- 財産取得者に署名を求める必要がない。
- 税務署への書類の郵送や、提出に行く必要がない。
- 税務署の閉庁日・閉庁時間でも申告書を送信できる。
- 申告書送信前まで申告書の訂正が可能である。
- 受信通知から提出状況（提出日付）が確認できる。
- 特にメリットは感じていない。
- その他（フリー入力）

質問 3-2

相続税申告の e-Tax を利用するに当たって、利用者識別番号の確認や添付書類のイメージデータ送信など、不便と感じていることがありましたら、入力してください。（任意）

質問 3-3

相続税申告について、e-Tax ではなく、書面で申告するときの理由は何ですか？（特に多い理由を最大 3 つまで選択してください。）

- 申告書第 1 表の付表 1 を使用して申告する場合（申告書を提出すべき者が申告書の提出期限前に申告書を提出しないで死亡した場合など）
- 財産取得者が非居住者である場合（納税管理人が税理士等の場合を除く。）
- 財産取得者が成年被後見人・未成年者で、成年後見人・親権者が代理人として申告する場合（成年後見人・親権者が税理士等である場合を除く。）
- 財産取得者の希望により年度更新前に申告する場合（例年 9 月中旬アップデート）
- 財産取得者が書面による申告を希望する場合
- その他（フリー入力）

次へ（画面 5 へ）

(画面4)

質問4

今まで相続税申告について、e-Tax を利用したことがない理由は何ですか？(複数選択可)

- 相続税申告書を作成する機会がない(少ない)。
- 相続税申告書を作成する税務(申告)ソフトを持っていない(費用対効果が見込めない)。
- 相続税申告書を作成する税務(申告)ソフトは持っているが、電子申告するための機能を持っていない。
- 一部の申告書帳票について、イメージデータ(PDF形式)で提出する必要がある。
- 全ての財産取得者の利用者識別番号の取得状況の確認に手間がかかる。
- 1回当たりの送信容量に制限があり、添付書類を複数回に分けて送信することが手間である。
- イメージデータ(PDF形式)に変換することが手間である。
- 財産取得者が書面による申告を希望する。
- その他(フリー入力)

次へ (画面5へ)

## (画面5)

### 質問 5-1

税理士の皆様のご意見・ご要望を踏まえ、相続税の e-Tax について、利便性を向上するための取組を進めています。

次のうち、知っている取組をお選びください。(複数選択可)

- e-Tax 未対応の申告書帳票 (一部の申告書帳票を除く) について、添付書類と同様、イメージデータ (PDF 形式) で送信可能としたこと。【R3. 10～】
- 通常期 (確申期以外) の e-Tax の受付日を土・日・休祝日に拡大したこと。【R4. 4～】
- 添付書類を光ディスク等により提出可能としたこと。【R4. 4～】
- 提出をお願いする添付書類を見直し (削減) したこと。【R5. 1～】
- 添付書類のイメージデータ送信容量を 8 MB から 14MB に拡大したこと。【R5. 5～】
- 利用者識別番号の確認を簡素化 (「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡) したこと。【R5. 6～】
- 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにしたこと (エラー対象となった財産取得者の利用者識別番号等を表示)。【R6. 1～】
- 土地等の評価明細書を XML 形式で提出可能としたこと。【R6. 9～】

### 質問 5-2

相続税の e-Tax に関して利便性向上のために早期に改善すべきことは何ですか? (最大 3 つ選択可)

- e-Tax 未対応の帳票を XML 形式で提出できるようにする。
- 株式等の評価明細書を XML 形式で提出できるようにする。
- e-Tax 送信に関する Q&A を充実させる。
- 利用者識別番号の取得状況を確認する仕組みを更に簡素化する。
  - ※ 利用者識別番号の取得状況の確認については、令和 5 年 6 月より「変更等届出書」を送信した税理士に対して利用者識別番号の有無等を電話連絡することにより簡素化しています。
- 添付書類のイメージデータ送信容量を更に拡大する。
  - ※ 添付書類のイメージデータ送信容量については、令和 5 年 5 月より 1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大しています。

質問 5-3

相続税の e-Tax に関して利便性向上のために、あなたが使用している税務（申告）ソフトについて、要望したい事項はありますか？

（自由記載欄：1,000 文字以内）

質問 5-4

国税庁ホームページに相続税 e-Tax に関する様々な情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設していますが、ご覧になったことはありますか？（必須）

- 相続税 e-Tax 特設サイトにアクセスしたことがある。
- 相続税 e-Tax 特設サイトの存在は知っているが、アクセスしたことはない。
- 相続税 e-Tax 特設サイトの存在を知らない。

質問 5-5

「相続税 e-Tax 特設サイト」を充実させるため、ご意見・ご要望がありましたら入力してください。

（自由記載欄：500 文字以内）

質問 5-6

相続税 e-Tax の最新情報を税理士の皆様にお伝えする場合、こういった広報先・広報媒体が効果的ですか？

（自由記載欄：500 文字以内）

次へ（画面 6 へ）

(画面6)

最後に

相続税の e-Tax に関して、これまでのアンケート項目以外のご意見・ご要望がありましたら入力してください。(自由記載欄：1,000 文字以内)

※ 個人情報(個人を推定し得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報)は入力しないでください。

## ○ 相続税申告に関するお知らせメール

件名	【お知らせ】相続税もペーパーレス化！！
本文	<p>【相続税 e-Tax の利便性向上】</p> <p>国税庁では、税理士の皆様が相続税 e-Tax をより使いやすいものにするため、相続税 e-Tax に関する様々な情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しております。</p> <p>①財産取得者の利用者識別番号の確認方法(税理士の皆様へ電話連絡も可能)</p> <p>②添付書類もイメージデータで送信(一度に 14MB(最大 154MB)まで送信可能)</p> <p>③相続税 e-Tax に関する Q&amp;A</p> <p>などの様々な情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。</p> <p><a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm</a></p> <p>【相続税 e-Tax に関するアンケート協力をお願い】</p> <p>国税庁においては、引き続き税理士の皆様のご意見・ご要望等を踏まえ、相続税 e-Tax の利便性向上のための課題把握に努めてまいります。</p> <p>是非、アンケートへのご協力をお願いします。</p> <p>(所要時間5分程度の内容です)</p> <p><a href="https://forms.gle/dUp9yCjKbMDvkygn6">https://forms.gle/dUp9yCjKbMDvkygn6</a></p>